

インドにおける競争法

2024年9月30日 14:00~16:00

講師：三浦法律事務所 弁護士 Deepak Sinhmar 氏、弁護士 渥美 雅之氏

1. 根拠法・競争当局・司法判断

(1) 競争法及び関連規則

- ・2002年競争法 (The Competition Act, 2002) 及び関連規則 (Rules, Regulations, Notifications) から成る。
- ・直近改正は、2023年競争(修正)法 (The Competition (Amendment) Act, 2023)。

(2) 競争当局

- ・委員長及び2名以上6名以下の委員で構成される競争委員会(Competition Commission of India : CCI¹)が、競争法の執行、適用を行う。
- ・CCIの下に、召喚状・通知書発行、立入検査、搜索等の活動を行う事務局(Director General : DG)がある。
- ・CCI決定に不服の者は、60日以内に準司法機関である国家会社法上告審判所 (National Company Law Appellate Tribunal : NCLAT²) に上訴出来る。従来、競争上訴審判所 (Compat)が CCI決定に関する上訴機関であったが、2017年 NCLAT に統合された。

(3) 司法判断

- ・NCLAT決定に不服の者は、60日以内に最高裁(Supreme Court of India³)に上訴出来る。
- ・基本的権利の侵害、管轄違い、手続瑕疵、法令適用ミス等の疑いある CCI決定は、請願申請(Writ Petition)により高裁に異議申立が出来る。請願申請は、憲法上の特別救済。

2. 反競争的合意

(1) AAEC(appreciable adverse effect on competition in India)

- ・反競争的合意とは、商品または生産、供給、流通、取得または管理を制限し、インドにおける競争に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれ(AAEC)のある合意である。
- ・インドでは合意の概念が広い。書面か口頭か、公式か非公式か、拘束力の有無を問わない。但し、2018年11月6日、CCIは、Flashlights 事件⁴(Suo-Moto Case No.1/2017)で、単に競争者間で機微な価格情報交換だけでは、反競争的合意には当たらないとした。

¹ <https://www.cci.gov.in/>

² <https://nclat.nic.in/about-NCLAT>

³ <https://www.sci.gov.in/>

⁴ <https://www.cci.gov.in/images/antitrustorder/en/suo-moto-case-no-0120171652521672.pdf>

- ・反競争的合意は、競争法第3条(1)で禁止され、締結済の反競争的合意は第3条(2)で無効/執行不可。水平的合意は第3条(3)で、垂直的合意は第3条(4)で規制されている。
- ・修正法で、ハブアンドスポーク型合意が第3条(3)のAAEC類型に追加された。
- ・水平的合意事件であるLPG Cylinder事件⁵ (Suo-Motu Case No.1/2014)では、CCIは、Hindustan Petroleum Corporation Ltd.による公共入札談合で51社に制裁金を課した。
- ・垂直的合意事件であるマルチスズキ事件⁶(Suo-MotoCaseNo.1/2019)では、CCIは、反競争的な再販売価格維持行為があるとして制裁金Rs20億を課した。同社はNCLATに上訴し現在係属中。類似事件として現代自動車インドに対する制裁金賦課がある⁷。

(2) 支配的地位の濫用

- ・支配的地位自体は違法ではないが濫用は違法。競争法第4条で禁止。
- ・支配的地位の濫用を分析手順：関連市場面定⇒支配的地位判定⇒濫用判定。
- ・支配的地位判定の市場シェア閾値はないが、Schott Glass事件⁸で、CCIは、50%を支配的地位判定の基準と見做した。
- ・事例①：WhatsApp Pay Case⁹ (CaseNo.15/2020)：関連市場で優越的な経済上の地位や人気があること自体は競争法第4条違反ではなく、濫用行為の明確な証拠が必要とした。加えて、デジタル決済市場には多数のプレイヤーが存在し、WhatsAppは同市場のリーダーではなく、濫用行為の証拠はない等を認定。
- ・事例②：Trader Association Case (Flipkart and Amazon)¹⁰ (Case No. 40/2019 and SLP (C) No. 11558/2021)：アマゾン及びフリックカートは、CCI調査開始命令を不服としてWrit Petitionを提出し退けられた。2021年8月9日、最高裁は高裁決定を維持し、現在調査中。
- ・事例③：Umar Javeed & Others Vs. Google LLC¹¹ (No. 39/2018 and Compat Appeal No.01/2023)：Googleがスマホ検索市場において支配的地位を濫用し、競合アプリの市場参入を妨げたので競争法第4条(2)違反として、CCIは排除措置命令及びRs130億の制裁金を課した。GoogleはNCLATに上訴。しかし制裁金決定は覆らず、CCIに対して効率的調査を要請するに止まった。Googleは、最高裁に上告中。

3. 調査手続

(1) 調査プロセス

⁵ <https://cci.gov.in/images/antitrustorder/en/0120141652433050.pdf>

⁶ <https://www.cci.gov.in/images/antitrustorder/en/0120191652430186.pdf>

⁷ <https://www.cci.gov.in/search-filter-details/4302>

⁸ <https://cci.gov.in/antitrust/orders/details/877/0>

⁹ <https://www.cci.gov.in/images/antitrustorder/en/1520201652262847.pdf>

¹⁰ <https://www.cci.gov.in/images/antitrustorder/en/4020191652260285.pdf>

¹¹ <https://www.cci.gov.in/antitrust/orders/details/1070/0>

【第1ステップ】 CCI	独自の端緒、利害関係者の申告、政府他局の照会、課徴金減免申請 ⇒初期的見解を作成
【第2ステップ】 DG	調査、召喚状、陳述の記録、宣誓供述、 捜索差押え、立入調査、 ⇒報告書作成と CCI 提出
【第3ステップ】 CCI	DG 報告書分析 (案件取下げの可能性有)、関係者への報告、異議申立て の機会付与、口頭審理 ⇒違反行為認定及び制裁金賦課決定

・修正法で、調査は事件発覚後3年以内に開始されなければならないことになった。

(2) 調査非協力の事例

- ・ CCI/DG の召喚状/通知書に応じないと Rs10 万/日、最大 Rs1000 万の罰金がある。
- ・ 2017 年、CCI はモンサントと関係会社の情報不提出で合計 Rs15 百万の罰金を科した。
- ・ 2014 年、CCI はグーグルとインド子会社の調査非協力で Rs10 百万の罰金を科した。
その後 NCLAT は罰金を 10%に減額をした。

4. 企業結合

(1) 企業結合規制

・競争法第5条、第6条及び企業結合規則¹² (最終改正 2024 年 9 月 9 日) による。

(2) 事前届出義務が生じる基準値 (2024 年 3 月 7 日からの基準値)

当事会社レベルとグループレベルの2段階基準		合算資産又は合算売上高	
インド	企業結合当事会社	Rs250 億	Rs 750 億
	企業結合当事会社のグループ全体	Rs 1000 億	Rs 3000 億
インド	企業結合当事会社	US\$12.5 億 ¹³	US\$37.5 億 ¹⁴
	国内&国外	US \$ 50 億 ¹⁵	US\$120 億 ¹⁶

(3) 適用除外

- ①2024 年 9 月 10 日以降、「最低資産高・売上高」規則¹⁷により、対象会社(被買収会社)の資産・売上高に基づく適用除外の基準値が上がった。対象会社のインド資産高が Rs45 億以下、又はインド売上高が Rs125 億以下の場合、届出対象外となる。期間は 2 年間。
- ②特例除外取引：株式譲渡が融資契約、投資契約上の誓約事項である場合

¹² <https://www.cci.gov.in/images/whatsnew/en/5the-competition-commission-of-india-combinations-regulations-20241725959471.pdf>

¹³ うちインド国内で Rs 125 億以上

¹⁴ うちインド国内で Rs 375 億以上

¹⁵ うちインド国内で Rs 125 億以上

¹⁶ うちインド国内で Rs 375 億以上

¹⁷ <https://www.cci.gov.in/combinatiion/legal-framwork/notifications/details/25/0>

③通常の適用除外取引

- ・純投資目的で株式（議決権ベース）25%以下を取得する場合。
- ・25～50%以上を取得するが、支配権変更が生じない場合。
- ・ボーナス株式、株式分割、支配権変更につながらない新株発行による取得。

(4) 追加的届出基準

- ・2024年9月10日より競争法第5条(d)により、追加的届出要件を導入した。
(i)取引規模がRs2000億超であり、(ii)対象会社がインドで「実質的事業」を行っている場合、事前届出が必要となる。
- ・「実質的な事業」とは、対象会社がデジタルサービス企業であれば、事業ユーザー又は最終ユーザー全体の10%以上がインドユーザー又は全世界取引額又は売上高の10%以上がインドで達成されている場合。非デジタル企業であれば、全世界取引額又は売上高の10%以上がインドで達成されており、且つRs50億以上の場合である場合。

(5) 届出期限、待機期間

- ・企業結合当事会社は、拘束力のある契約締結又は取締役会による最終承認から30日以内に企業結合届出を提出する必要がある
- ・待機期間：届出後、審査期間（最大150日）が経過するまでの間、実施禁止。
- ・ガンジャンピングは競争法第6条(2)違反として、同法43A条の制裁金が課される。

(6) 届出手続

①通常手続

様式1	必要情報が限られている最短の様式。当事会社の関連市場合算シェア15%以下の水平結合、25%以下の垂直結合に使用。	届出料 Rs300万
様式2	詳細な情報が求められる様式。当事会社の関連市場合算シェア15%超の水平結合、25%超の垂直結合に使用。	届出料 Rs900万
様式3	株式譲渡が融資契約、投資契約の誓約事項である場合に使用。	届出料なし

② グリーンチャネル

- ・2019年8月15日より導入。届出受領と同時に許可となる簡易手続。
- ・当事会社に事業の重複がないこと、当該取引がAAECではないことを示す申告書を添えて様式-1の情報を提出。届出料はRs300万。
- ・既に109件の企業結合がグリーンチャネルで承認された（2024年8月31日現在）。
- ・企業結合基準規則(2024年9月10日施行)¹⁸において、対象会社の「関連会社」に下記(a)(b)(c)の場合が含まれることになったのでグリーンチャネル利用が一層進むであろう。

¹⁸ <https://www.cci.gov.in/combination/legal-framework/notifications/details/24/0>

(a)10%以上の議決権保有(b)取締役会に取締役又はオブザーバー派遣可能(c)競争上センシティブ情報のアクセス権有、

(7)問題解消措置の具体例

- ・通常 CCI は AAEC を排除するため構造的措置を提案するが、最近では Schneider Electric India Pvt. Ltd. (No. C-2018/07/586) の件¹⁹では行動的措置を提案した。
- ・Metso OYJ(C-2020/03/735)の件²⁰では、当事会社が自主的な問題解消措置を提案し、保有技術の移転を条件として CCI の承認を得た。
- ・Viacom18・Walt Disney の件²¹では、スポーツ放映権に係る懸念解消措置を条件に承認。

5. 法執行

(1) 競争法違反に対する制裁金等

反競争的協定 競争法第 27 条(b)	・過去 3 年間の売上高の平均値の 10%を上限とする。 ・カルテルについては、カルテル期間中の売上高の 10% 又は利益の 3 倍いずれか高い方。
支配的地位濫用 競争法第 27 条、第 28 条	・過去 3 年間の売上高の平均値の 10%を上限とする ・企業の分割も可能
企業結合届出懈怠 競争法第 43A 条	企業結合後の合計（グローバルベース）資産又は売上高の 1%のいずれか高い方
CCI/GC 命令の不遵守 競争法第 42 条(3)	刑事罰（裁判所の事前許可が必要）として i)3 年以下の懲役又は ii)Rs 250 百万の罰金、又は併科

・2017 年 5 月 8 日、最高裁は、Excel Crop Care Limited v. CCI 事件判決²²において、平均売上高とは違反行為と関連する製品売上高を基礎とすべきと判示。この結果、Excel Crop の制裁金は Rs6 億 3000 万から Rs3000 万に減額された。

(2) 制裁金減免制度（リニエンシー制度）

①カルテル事案では、CCI に申請をすることで制裁金減免を求めることができる。

1 番目の 情報提供者	最大 100% まで減額	2 番目の 情報提供者	最大 50% まで減額	3 番目の 情報提供者	最大 30% まで減額
----------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

②2024 年 2 月 20 日施行の 2024 年制裁金減免規則で「リニエンシープラス」制度が新設。

- ・カルテル A において X が 1 番目の情報提供者(100%減額)、Y が 2 番目の情報提供者 (50%減額)である。Y はカルテル B の 1 番目の情報提供者(100%)である。よって Y はカル

¹⁹ <https://www.cci.gov.in/images/caseorders/en/1652509382.pdf>

²⁰ <https://www.cci.gov.in/images/caseorders/en/order1652700898.pdf>

²¹ <https://www.cci.gov.in/antitrust/press-release/details/425>

²² https://main.sci.gov.in/supremecourt/2014/3244/3244_2014_Order_08-May-2017.pdf

テル A について 50%減額にプラスして 30%減額を受け合計 80%減額を受ける。

・リニエンシープラスを受けることができる者は、カルテル B の第 1 番目の情報提供者 Y のみ。Y は、CCI がカルテル A に関する DG 調査報告を受領するまでに、カルテル B の情報提供をしなければならない。

③制裁金減免事例

- ・インド鉄道入札談合事件²³：最初の減免事件。1 社に 75%減額を認めた。
- ・亜鉛炭素乾電池カルテル事件²⁴：最初の 100%免除事件。パナソニックが免除を得た。
- ・自動車海上輸送カルテル事件²⁵：商船三井が制裁金免除。日本郵船及び川崎汽船は減額。
- ・軸受カルテル事件²⁶：NSK が第 1 申請者。CCI は競争法違反認定に至らず、調査は終結。

6. 近時の改正

(1) 2024 年 3 月 6 日、確約手続規則²⁷が制定された。

- ・対象者：反競争的な垂直合意又は支配的地位の濫用行為に関与した当事会社は、法律遵守のための確約を申請可能。手数料は申請者売上規模に応じ、Rs25 万-500 万。
- ・申請時期：調査開始後 45 日以内且つ CCI の DG 調査報告書受領前。

(2) 2024 年 3 月 6 日、和解手続規則²⁸が制定された。

- ・対象者：反競争的な垂直合意又は支配的地位の濫用行為に関与した当事者は法律遵守のための和解を申請可能。手数料は申請者の売上規模に応じ、Rs25 万-500 万。
- ・申請時期：CCI が DG 調査報告書の受領後 45 日以内。

(3) 2024 年 3 月 6 日、売上及び所得の決定に係る規則²⁹及び罰金額の決定に係る規則³⁰が制定された。

以上

²³ http://164.100.58.95/sites/default/files/Order_Suo_Moto_03_of_2014%20%28Final%29_1.pdf

²⁴ http://164.100.58.95/sites/default/files/Suo_Moto_02_of_2016.pdf

²⁵ <http://164.100.58.95/sites/default/files/10-of-2014.pdf>

²⁶ <https://cci.gov.in/images/antitrustorder/en/suo-motu-07-02-of-20141652510776.pdf>

²⁷ <https://www.cci.gov.in/images/stakeholderstopticsconsultations/en/gazette-notification-published-on-06-march-2024-regarding-the-competition-commission-of-india-co1709738963.pdf>

²⁸ <https://www.cci.gov.in/images/stakeholderstopticsconsultations/en/gazette-notification-published-on-06-march-2024-regarding-the-competition-commission-of-india-se1709737805.pdf>

²⁹ <https://www.cci.gov.in/images/stakeholderstopticsconsultations/en/gazette-notification-published-on-06-march-2024-regarding-the-competition-commission-of-india-de1709737945.pdf>

³⁰ <https://www.cci.gov.in/images/whatsnew/en/the-competition-commission-of-india-determination-of-monetary-penalty-guidelines-20241709736785.pdf>